

ハンディキャブ運行費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ハンディキャブ運行費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、車いす使用者の移動を確保するために行うハンディキャブ運行に必要な経費を補助し、障がい者等の社会参加の助長及び福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、特定非営利活動法人豊田ハンディキャブの会とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の対象としない。

（1）補助事業者の役員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）がいる場合

（2）補助事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行うハンディキャブ運行とする。

（補助金の額及び補助対象経費）

第5条 補助金の額及び対象経費は、別表の交付基準に基づき、毎年度予算の範囲内において定めるものとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じた得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りない。

（端数処理）

第6条 補助金の額の決定に当たっては、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、端数を処理しないものとする。

（交付申請の期日）

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年4月末日までに行わなければならない。

(交付方法)

第8条 補助金は、5月末日までに補助金額の2分の1を、10月末日までに10分の4をそれぞれ概算払により支払うことができる。この場合において、規則第10条及び次条の規定による実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、残りの額を支払うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に定めるもののほか、補助対象となる職員の出勤簿を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第3条第2項各号に掲げる場合に該当することが判明した場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書」により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第12条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率
ハンディキャブ運行費のうち（１）から（５）までの経費を合算した額 （１）人件費 車両の運行、利用調整、運行計画の策定及び事業の会計事務を行う職員の人件費 （２）車両維持管理費 ア 重量税 イ 自賠責保険料 ウ 任意保険料 エ 車検、定期点検及び修繕に要する経費 オ 車両の保管に要する経費 カ その他車両の安全な運行に要する経費 （３）通信運搬費 ハンディキャブ運行の予約確認に要する電話料及び郵送料 （４）燃料費 運行に要するガソリン代 （５）安全運行費 ハンディキャブ運行に関する保険料及び研修費。ただし、補助事業者が運転ボランティア講習を開催する場合において、補助事業者以外の団体の受講者等から参加費等を徴収したときは、研修費から当該参加費等を差し引いた額を補助対象経費とし、当該参加費等の額が研修費の額を超えるときは、研修費は補助対象経費としない。	3分の2

別紙（第 11 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所
名 称
代表者

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があったハンディキャブ運行費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、ハンディキャブ運行費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 額の確定の通知額
円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を差し引いた額）
円
- 5 添付書類
3 の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円の場合でも提出すること。